

●各種手当の概要

手当名	支給月額	手当の受給(申請)が出来る方	手当の受給(申請)が出来ない方	支給回数と支給月	支給制限
特別障害者手当	26,440円	20歳以上の方で、概ね以下の程度の障害のある方(手帳の等級等は目安です。) ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害のある方	・20歳未満の方 ・施設等に入所している方 ・病院または診療所に3カ月以上入院している方	年4回払い (2・5・8・11月) 申請月の翌月から該当	受給者(申請者)の所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表2の額以上であるときは、支給されません。
障害児福祉手当	14,380円	20歳未満の方で、概ね以下の程度の障害のある方(手帳の等級等は目安です。) ・身体障害者手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・上記と同等の疾病、精神障害のある方	・20歳以上の方 ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受けている方		
特別児童扶養手当	重度 50,750円 中度 33,800円	20歳未満の方で、概ね以下の程度の障害のある児童を養育する父母または養育者 ・身体障害者手帳1・2・3級程度。4級は下肢の一部 ・愛の手帳1・2・3度程度 ・統合失調症、そううつ病、てんかんなど	養育している障害児が ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給付(障害年金等)を受けている方	年3回払い (4・8・11月) 申請月の翌月から該当	受給者(申請者)の所得や、配偶者・扶養義務者の所得が表2の額以上であるときは、支給されません。

※なお、いずれの手当も原則として所定の「診断書」による判定が必要です。

手当名	支給月額	手当の受給(申請)が出来る方	手当の受給(申請)が出来ない方	支給回数と支給月	支給制限
心身障害者(児)福祉手当	都制度 15,500円	主に20歳以上で身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2・3度の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方	・施設等に入所している方 ・新規で65歳以上の方  その他詳しいことは障害福祉課まで	年3回払い (4・8・12月) 申請された月から該当	受給者の所得制限あり 表2参照
	市制度 12,000円	主に20歳未満で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度の方、進行性筋萎縮症・脳性まひの方			
	8,000円	身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方			
	10,000円	都発行の難病医療券をお持ちの方			
	3,000円	身体障害者手帳4級以上と愛の手帳4度以上を両方お持ちの方			

●所得制限額表

(単位:円) 表2

扶養数	特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当・心身障害者(児)福祉手当		特別児童扶養手当	
	本人	配偶者及び扶養義務者	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000
1人増ごとに	380,000	213,000	380,000	213,000

日野市ユニバーサルデザイン推進条例  
策定に向け条例案がまとまりました

ご意見をお寄せください

バリアフリーのまちづくりに関する市民の期待が高まる中、だれもが使いやすいまちの実現を目指して、日野市ユニバーサルデザイン推進条例の策定作業を進めています。  
平成19年12月、9回にわたる

委員会での検討結果を「提言書」としてとりまとめ、2月にその内容についての意見募集を行いました。  
この「提言書」をもとに条例案を策定しました。そこで、この条例案に対して広く市民の皆

福祉

心身に障害のある方などへ手  
当や医療費を助成します

①特別障害者手当(国制度)

心身に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上の方対象 施設に入

②障害児福祉手当(国制度)

心身に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳未満の方対象 施設に入所している方、障害を支給理由とする公的年金の受給者は除く

特別児童扶養手当(国制度)

心身に障害を有する20歳未満の障害児を監護または養育する方 障害児が施設に入所してい

さんのご意見を伺うため、意見を公募します。  
詳細は、市内各図書館、市政図書室、市役所3階都市計画課でご覧ください。市ホームページでも見ることが出来ます。  
ご意見・ご提案は、8月15日(金)までに、住所、氏名、電話番号、その他の連絡先を記入し、〒191 8686日野市役所都市計画課(☎583・4483) ☎: kei@city.hino.lg.jp)へ

所している方、3カ月以上入院している方は除く/手当月額: 2万6千400円

本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります。

心身に重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする方に手当が支給されます。都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする3歳以上65歳未満の方対象

場合、障害を支給理由とする公的年金を受給している場合を除く/重度5万750円、中度3万3千800円/認定請求月の翌月から4・8・11月に口座振込いずれの手当も本人・配偶者・扶養義務者の所得制限があります。  
重度心身障害者手当(都制度)  
心身に重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする方に手当が支給されます。都内に居住し住民登録している身体・知的・精神の2つ以上の重度の障害があり、常時介護を必要とする3歳以上65歳未満の方対象  
①20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限を超える  
②65歳以上の新規の方③施設に入所している方④病院に3カ月以上入院している方は対象外/月6万円

心身障害者(児)福祉手当

都と市では、障害の内容に応じて手当を支給しています。

①身体障害者手帳1・2級、進行性筋萎縮症、脳性まひ、または愛の手帳1・3度の方: 都制度1万5千500円、市制度(規定)1万2千円②身体障害者手帳3・4級、または愛の手帳4度の方: 8千円③難病(都から都医療券を交付されていてB型C型肝炎・小児慢性疾患・小児精神病を除く難病に該当する方): 1万円 ①20歳以上で所得制限額(いずれも本人額が限度)を超える方②65歳以上の新規の方③施設に入所している方は対象外/申請月から4・8・12月に口座振込

心身障害者医療費助成(都制度)

都では、重度の心身障害がある方の医療費負担を軽減するために医療費の一部を助成しています。該当する方は申請し、「障害給付証」の交付を受けてください。

市内に住所があり、身体障害者手帳1・2級(心臓などの内部障害は3級まで)または愛の手帳1・2度をお持ちの65歳未満の方対象 ①医療保険に未加入の方②平成19年中の所得(控除後)が所得制限額以上の方③20歳以上は本人の、20歳未満は加入医療保険の世帯主等の所得) ③生活保護を受けている方は対象外/①印鑑②医療保険証③身体障害者手帳または愛の手帳を持参

心身に障害のある方やその家族からの相談を受けるため、市

員を紹介  
身体障害者、知的障害者相談員を

●相談員名簿(敬称略)  
(平成20年4月1日～22年3月31日)

身体障害者相談員	
相談員氏名	連絡先
加藤久美子(身体)	☎582-0751
伊藤勝昭(身体)	☎583-8504
高島亮樹(視覚)	☎080-1092-3473
田原直幸(聴覚)	☎593-3771
鮫島京子(内部)	☎585-6552
知的障害者相談員	
相談員氏名	連絡先
江島廣子	☎592-2973
宮島伸子	☎592-0044
河村八重子	☎591-9115

長から委託された民間の協力者です。相談を聞き、助言や指導を行い障害のある方の地域での活動を支援します。ぜひご相談ください。

難病手当受給者の方へ有効期限内にご注意を

都医療券は1年ごとに更新となり、有効期限が概ね9月30日となっております。更新の手続きは忘れずに健康課へ。更新が済んだら新しい医療券のコピーを、更新されない場合はその旨を、いずれも市障害福祉課まで連絡してください。

高齢者の方へ自動音声による電話サービスを行います

3月末まで8回程度、電話による自動音声で健康・防犯などに関する情報提供や相談・支援希望の呼びかけを行います。民生委員の「ふれあい訪問調査」をもとに、75歳以上の高齢者を対象に実施します。申込不要。対象者には、事前に通知(高齢福祉課在宅サービス係) 高齢者入院見舞金支給制度

70歳以上の方(生活保護受給者を除く)が、病气やけなどで医療保険により7日以上継続して入院した時、入院日数に応じて見舞金を支給します。

申請時期: ①退院した時②入院中に入院に係る当該年度の末日(3月31日)になった時③入院日数が181日以上になった時

報告

市長の動き(7月前半)

「8日」東京都市長会総務・文教部会・建設部会「14日」多摩川競艇トップ会談、東京都後期高齢医療広域連合協議会「15日」多摩川整備促進協議会要請行動教育委員会平成20年度第3回定例会(6月26日開催) 可決された議案: ロケーション活動に使用する日野市教育委員会が所管する施設の使用料に関する規則の制定についてほか7件/報告事項: 平成20年第2回日野市議会定例会の報告ほか3件 (教育部庶務課)